

◆総合評価方式の入札に、低入札価格調査制度及び失格基準価格を導入します。

(平成30年11月1日から)

これまで南さつま市の総合評価方式については、最低制限価格を設定し、最低制限価格未満の入札については失格としていましたが、平成30年11月から総合評価方式における最低制限価格の設定を廃止し、低入札価格調査制度及び失格基準価格を導入することになりました。

低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づくもので、落札候補者の入札価格が南さつま市低入札価格調査実施要領第3条に定める調査基準価格未満の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかないかを判断したうえで、落札者を決定しようとするものです。

調査内容等の詳細については、南さつま市低入札価格調査実施要領のほか、南さつま市低入札価格調査マニュアルにおいて定めております。

また、低入札価格調査制度の一環として、失格基準価格を設けています。

失格基準価格は、要領第5条の規定に基づくもので、失格基準価格未満の金額で入札した者については、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断して、低入札価格調査を実施することなく失格とするものです。

なお、総合評価方式において、入札参加者に与える技術評価点の標準点について、調査基準価格以上の価格で入札した場合には100点、調査基準価格未満で入札した場合には70点とすることにより、さらなるダンピング対策を図ろうとするものです。

(1) 対象工事

予定価格が1,500万円以上の土木一式工事で、かつ総合評価落札方式による入札を行う工事を対象とします。(現行と同様です。)

(2) 調査基準価格 (最低制限価格と同様の率です。)

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

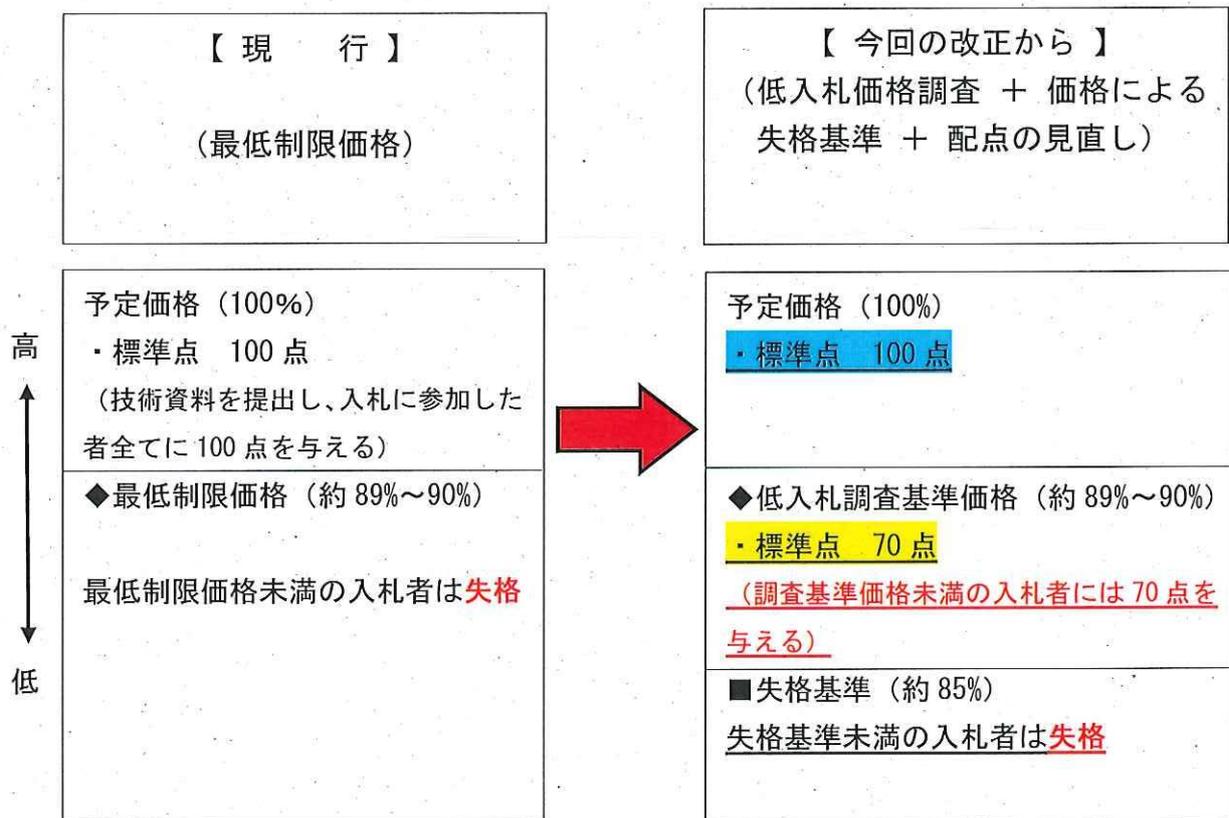
(3) 失格基準価格

直接工事費×90%+共通仮設費×80%+現場管理費×80%+一般管理費×55%

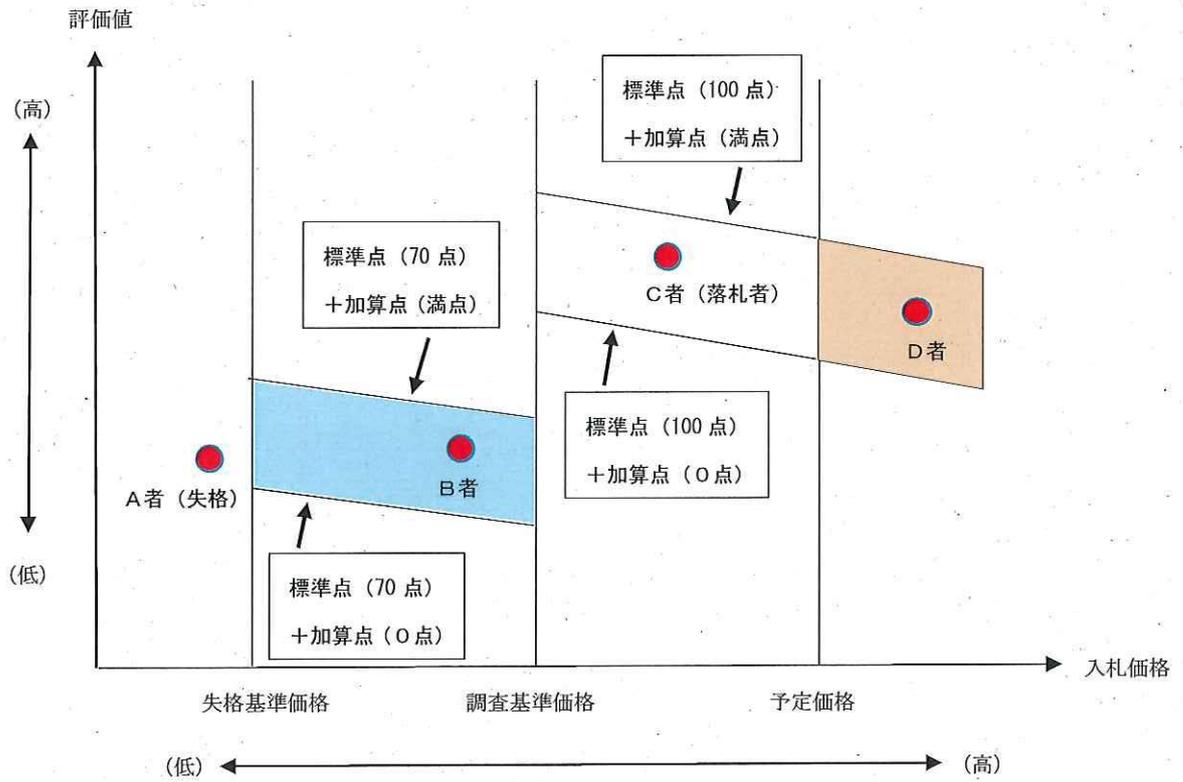
今回の変更点

総合評価方式の見直し①

- 国の通知を踏まえ、総合評価方式による競争入札において、最低制限価格の設定を廃止し、低入札価格調査及び価格による失格基準を導入。
- ダンピング対策の実効性を確保するため、低入札調査基準価格未満の場合に総合評価方式の配点を見直す。(標準点：100点 ⇒ 70点)



総合評価方式の見直し②



【凡例】

- 入札価格が予定価格を上回って落札できない者の範囲
- 入札価格が調査基準価格を下回って低入札価格調査の可能性がある者の範囲